

船員法窓口事務のご案内

堺市港湾事務所では船員法に基づく窓口事務を行っております。
内容は下記のとおりです。

〈 取扱事務と手数料 〉

船員の雇入・雇止契約の届出		無 料
船員手帳の交付・再交付・書換え	1 件につき	1,950 円
船員手帳の訂正	1 件につき	430 円
航行に関する報告書の証明	証明書 1 通につき	2,600 円
船長の就退職の証明	証明書 1 通につき	870 円
船員手帳の記載事項の証明	証明書 1 通につき	870 円

※ 手数料は現金での取扱いとなっております。(印紙での取扱いはできません)

堺市港湾事務所

住 所 堺市西区石津西町 26 番地

T E L 072-244-5951

F A X 072-244-3496

休 業 日 土・日・祝日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日)

受付時間 9:00~17:15



旧堺燈台 (日本最後の木造様式)

